

涌谷町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項、第10項及び涌谷町監査基準第17条の規定により、  
別紙のとおり公表する。

令和6年6月6日

涌谷町監査委員 城 口 貴志生

同 佐々木 みさ子

## 定期監査及び行政監査結果報告書

### 1 監査の基準

本監査は、涌谷町監査基準に基づいて実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条の規定による定期監査及び行政監査

### 3 監査の対象

長期継続契約について

### 4 監査の範囲

令和2年度から令和6年度4月までに締結された、一般会計における長期継続契約のうちから抽出した12件の契約

### 5 監査の着眼点

(1) 起案文書には、長期継続契約の明示があるか。・・・7 監査の結果において、本項目の有無を記載する上での記号を「ア」とする。以下記号のみ記載する。

(2) 起案文書には、長期継続契約の根拠法令（自治法、財務規則）の明示があるか。・・・イ

(3) 起案文書には、契約期間と年度ごとの予定予算額の明示があるか。・・・ウ

(4) 起案文書又は指名結果通知には、指名競争入札又は随意契約の場合の根拠が明示されているか。・・・エ

(5) 起案文書又は指名結果通知には、1社見積りの場合の根拠が明示されているか。・・・オ

(6) 契約書には、翌年度以降の予算の減額等における契約の解除権が記載されているか。・・・カ

### 6 監査の実施内容

#### (1) 監査の実施期間

書類審査 令和6年2月11日か5月15日まで

関係職員ヒアリング 令和6年2月13日、2月15日、3月22日、4月10日

#### (2) 監査の場所

涌谷町役場監査委員室

#### (3) 監査委員

涌谷町監査委員（代表監査委員） 城 口 貴志生

同 佐々木 みさ子

#### (4) 監査の方法

監査の対象となった長期継続契約に係る担当課から、関係書類の提出を求め調査するとともに、担当職員のヒアリング等を実施した。

## 7 監査の結果

監査対象とした12件の契約の結果は、以下のとおりである。

### (1) AI自動文字おこしレコーダーリース【令和5年度契約】(総務課)

着眼点の有無

ア 無 イ 無 ウ 有 エ 有 オ 無 カ 無

- ・課内指名委員会で随意契約と決定、1社見積りで、799,920円(36月)で契約。→随意契約の金額の予定価格400千円を超えているので、課内ではなく、指名委員会案件である。
- ・起案文書には、随意契約理由及び根拠法令の記載があるが、1社見積りの理由及び根拠法令の記載がない。
- ・契約についての書類は、自動更新の利用申込書しかなく、長期継続契約の体裁をなしていない。

### (2) ホームページ作成システム賃貸業務【令和5年度契約】(企画財政課)

着眼点の有無

ア 無 イ 無 ウ 有 エ 有 オ 無 カ 無

- ・指名委員会で随意契約、1社見積りと決定、3,049,200千円(3年)で契約。
- ・指名委員会選定結果通知書には、随意契約理由及び根拠法令の記載があるが、1社見積りの理由及び根拠法令の記載がない。(以下、この文章を「(2)文章」という。)

### (3) 登記地図管理システム賃貸業務【令和5年度契約】(税務課)

着眼点の有無

ア 有 イ 無 ウ 有 エ 有 オ ー カ 有

- ・指名委員会で指名競争入札(3社指名)と決定、4,686,000円(5年)で契約。
- ・アは契約報告にメモで1か所だけ「長期継続契約」と記載あり。

### (4) 個人番号カード等裏書印字システム賃貸借【令和2年度契約】(町民生活課)

着眼点の有無

ア 無 イ 無 ウ 有 エ 有 オ 無 カ 有

- ・指名委員会で随意契約、1社見積りと決定、970,200円(60月)で契約。
- ・(2)文章

- (5) 障害台帳・障害福祉サービス管理システム賃貸借業務【令和5年度契約】(福祉課)  
着眼点の有無

ア 無 イ 無 ウ 有 エ 有 オ 無 カ 有

・指名委員会で随意契約、1社見積りと決定、6,930,000円(5年)で契約。

・(2) 文章

- (6) 令和5年度さくらんぼこども園AED賃貸借【令和5年度契約】(子育て支援室)

ア 有 イ 無 ウ 有 エ 有 オ ー カ 無

・室内指名委員会で随意契約(見積書提出2社へ依頼)と決定、382,800円(60月)で契約。

・ア、エは施行伺いにのみあり。

- (7) 多面的機能支払交付金事業に係るパーソナルコンピューター賃貸借【令和4年度契約】(農林振興課)

着眼点の有無

ア 無 イ 無 ウ 有 エ 有 オ ー カ 無

・課内指名委員会で随意契約(見積書提出2社へ依頼)と決定、396,000円(60月)で契約。

- (8) 令和5年度建設課公用車リース【令和5年度契約】(建設課)

着眼点の有無

ア 無 イ 無 ウ 有 エ 有 オ ー カ 無

・指名委員会で随意契約、1社見積りと決定、781,440円(2年)で契約。

・(2) 文章

・契約書は再リース契約承諾書。

- (9) わくやこどもの心のケアハウスに係る軽自動車の再リース契約【令和6年度契約】  
(教育総務課)

着眼点の有無

ア 無 イ 無 ウ 無 エ 有 オ ー カ 無

・副町長までの決裁で随意契約、1社見積りと決定し、304,480円(16月)で契約。

・随意契約理由及び根拠法令の記載があるが、1社見積理由及び根拠法令の記載はない。再リース契約である旨の記載があるのみ。

- ・契約書は再リース契約承諾書。

(10) 涌谷町学校給食センター油脂分解装置賃貸借契約【令和4年度契約】(学校給食センター)

着眼点の有無

ア 有 イ 有 ウ 有 エ 有 オ 有 カ 有

- ・指名委員会で随意契約、1社見積りと決定、2,257,200円(3年)で契約。
- ・(2)文章、ただし、入札執行依頼説明文及び契約締結起案文書には、随意契約理由及び1社見積理由の根拠法令の記載あり。

(11) 公用車再リース【令和5年度契約】(生涯学習課)

着眼点の有無

ア 無 イ 無 ウ 有 エ 無 オ 無 カ 無

- ・課長までの決裁で随意契約、1社見積りと決定、858,000円(24月)で契約。→随意契約の金額の予定価格400千円を超えているので、課内ではなく、指名委員会案件である。
- ・起案文書には、随意契約理由及び1社見積り理由は記載がない。再リース契約である旨の記載のみあり。いずれも根拠法令の記載なし。
- ・契約書は再リース契約承諾書。

(12) 令和4年度涌谷町研修館トレーニングルームトレーニングマシン賃貸借【令和4年度契約】(総務管理課)

着眼点の有無

ア 無 イ 無 ウ 有 エ — オ — カ 無

- ・指名委員会で指名競争入札(5社指名—4社辞退)と決定、2,514,600円(60月)で契約。

それぞれの着眼点の「有」を項目別に集計すると

ア・・・3 イ・・・1 ウ・・・11 エ・・・10 オ・・・1 カ・・・4となった。

以上のことから、長期継続契約事務の認知度は全体的に相当低い状態にあると考えられる。さらに、当然のことながら、長期継続契約の根拠法令等にもなじみが薄いと思われる。また、工事請負業者指名委員会においては、随意契約理由の根拠法令と1社見積り理由の根拠法令とを混同している節が見受けられる。指名委員会選定結果通知書には、随意契約理由の根拠法令のみが明示され、1社見積り理由の根拠法令が明

示されていない選定結果が多くなっているのは、それを物語っていると考えられる。

なお、涌谷町長期継続契約運用指針第4項第6号に規定されている「翌年度以降における予算の減額又は削減時における町の契約解除権」については、契約書自体に記載がないものが多くなっているが、これは、それぞれの課において長期継続契約を締結すべき事案であることの自覚がなく、契約解除権を追加したいという当方からの申出が少なかったからだと考えられる。

## 8 監査の意見

長期継続契約は、会計年度独立、単年度予算主義が原則の官公庁予算の中で、複数年度にまたがる契約ができる継続費や債務負担行為と共に、例外的な契約である。しかも、ほかの二つと違って、一定の条件を備えれば議会の議決を要しなくても翌年度以降にわたる複数年度契約ができるものとなっている。つまり、1回の契約で契約期間内は毎年度の契約を繰り返すことなく、同じ内容の業務を継続することにより、経済性、契約関係の安定性が期待でき、事務の効率化にもつながると思われる。

ただし、例外的な契約であるがゆえ、法令や規定はしっかり意識して遵守する必要があることから根拠法令等を調べ、理解しておく必要がある。

長期継続契約は、それを意識しているかどうかにかかわらず、庁内においては現実に相当数の複数年契約が結ばれており（企画財政課によれば令和5年度予算に計上している契約は、一般会計で約100件）、さまざまな分野での業務にかかせない重要な契約の一つになっている。その事務を迅速、かつ、的確に実施していくことは事務の効率化になり、ひいては住民の福祉増進につながるものと思われる。

よって、次のとおり提言する。

- (1) 企画財政課は、職員を集めて契約に関する勉強会や研修会を継続的に実施していただきたい。

時間・対象者・内容及び範囲等を勘案して、多くの職員に周知するとともに、単年度限りで終わらせず、定例化していく必要があると思われる。

- (2) それぞれの課においては、上司のアドバイスは、若手育成の重要な糧となりえることから、課内での打合せや相談、決裁を通して文書のチェック体制を高めるとともに、企画財政課においては、契約内容や契約書の確認等、庁内全体の指導及び例示や様式等を含めた分かりやすいマニュアルの充実を図っていただきたい。

- (3) 指名委員会選定結果通知書の随意契約理由及び1社見積理由は、それぞれ根拠法令を明確にしていきたい。特に、1社見積理由は、契約の透明性を高めるために、はっきりとした理由を記載するべきである。